

令和2年第2回 仙台市入札等監視委員会 会議録

【署名】

高橋 干佳

押印掲載
を省略

1 日時 令和2年8月7日(金) 14時00分～ 15時55分

2 開催場所 仙台市役所本庁舎2階 第1委員会室

3 出席委員

蘆立 順美 委員

有川 智 委員

金澤 孝司 委員

高橋 千佳 委員

田中 康治 委員

(50音順 敬称略)

4 説明等のため出席した者の職・氏名

財政局 財政部 契約課長

加藤 康弘

財政局 財政部 契約課 主幹兼工事契約係長

大場 剛典

財政局 財政部 契約課 管理係長

岡部 圭子

都市整備局 技術管理室長

吉田 光宏

都市整備局 技術管理室 技術企画係長

佐々木 健雄

水道局 総務部 財務課長

高橋 賢

水道局 総務部 財務課 契約係長

根本 大助

水道局 給水部 計画課 技術管理係長

相澤 喜直

水道局 給水部 北管路整備課長

佐藤 勝則

交通局 総務部 財務課長

中島 大樹

交通局 総務部 財務課 主幹兼契約管財係長

千葉 和宏

交通局 鉄道技術部 電気課長

黒須 潔

ガス局 総務部 財務課長

小松 淳

ガス局 総務部 財務課 契約係長

後藤 敏哉

ガス局 お客さまサービス部 工事サービス課長

遠山 弘明

ガス局 お客さまサービス部 工事サービス課

営業工事第二係長

遠藤 昭裕

ガス局 製造供給部 建設課長

大内 盛徳

ガス局 製造供給部 建設課 建設第二係長

古山 秀樹

5 会議の経過

【1】 開会

本日の第2回委員会は、当初5月に予定していたものを、新型コロナウイルス感染症の影響により延期としたもので、委員会への報告内容及び審議については、通常の2回分の期間を対象としたもの。

【2】 議事の経過及び内容

進行： 有川 智 委員長

会議録署名委員： 高橋 千佳 委員

(1) 工事に係る入札及び契約手続の運用状況について

事務局より、「入札方式別発注工事総括表」(会議資料その1資料P.1及び会議資料その2資料P.1)、「入札方式別発注工事一覧表」(会議資料その1P.2～P.33及び会議資料その2P.2～P.24)、「指名停止の運用状況一覧表」(会議資料その1P.34及び会議資料その2資料P.25)に基づき報告。

【質疑応答】

工事契約及び指名停止の状況

| 論点等 | 発言者 | 発言内容 |
|---------|-----|---|
| 工事契約の状況 | 事務局 | <p>【会議資料その1に基づき、令和元年10月1日～令和元年12月31日に契約した、予定価格1,000万円以上の工事案件について説明】</p> <p>総契約件数は283件である。昨年同期は251件であり、総契約件数としては32件増加している。</p> <p>特例政令適用一般競争入札は0件である。</p> <p>制限付き一般競争入札は261件で、内訳は市長部局207件、水道局30件、交通局8件、ガス局16件である。昨年同期は233件であり、28件増加している。これは、主に本庁の機械工事で、小学校のエアコン設置工事の増加などによるものと考えている。</p> <p>指名競争入札は5件で、内訳は市長部局3件、交通局2件である。</p> <p>随意契約は17件で、内訳は市長部局10件、交通局3件、ガス局4件である。</p> <p>【会議資料その2に基づき、令和2年1月1日～令和2年3月31日に契約した、予定価格1,000万円以上の工事案件について説明】</p> <p>総契約件数は125件である。昨年同期は117件であり、総契約件数としては8件増加している。</p> <p>特例政令適用一般競争入札は0件である。</p> |

| | | |
|------------------|------------|--|
| | | <p>制限付き一般競争入札は 109 件で、内訳は市長部局 90 件、水道局 11 件、交通局 1 件、ガス局 7 件である。昨年同期は 103 件であり、6 件増加している。こちらも、主に本庁の電気工事、機械工事、小学校のエアコン設置工事の増加などによるものと考えている。</p> <p>指名競争入札は 3 件で、内訳は市長部局 3 件である。</p> <p>随意契約は 13 件で、内訳は市長部局 9 件、交通局 2 件、ガス局 2 件である。</p> <p>(会議資料その 1 の P.1 及びその 2 の P.1 参照)</p> |
| <p>指名停止の運用状況</p> | <p>事務局</p> | <p>今回の報告に係る期間のうち、令和 2 年 1 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日における指名停止案件は 3 件、1 共同企業体及び 2 社である。</p> <p>No. 1 は、大成・栄喜・丸鹿共同企業体であり、代表者は大成建設㈱東北支店である。指名停止事由は、本市発注の「中央第 4 号幹線工事 1」において、入札参加資格のうち代表者の配置技術者に関する条件を満たす技術者を配置できないにもかかわらず、入札に参加し、落札候補者となった後に辞退したものである。そのため、指名停止要綱に定める措置要件の「不正又は不誠実な行為」として、1 ヶ月の指名停止としたものである。</p> <p>なお、No. 2 は、前記 No. 1 の共同企業体の指名停止と併せて、構成員のうち配置技術者を配置できずに当該指名停止の原因となった大成建設㈱に関し、前記と同様、1 ヶ月の指名停止としたものである。</p> <p>No. 3 は、山形建設㈱である。指名停止事由は、同社の専務取締役が山形県北村山郡大石田町発注の尾花沢市消防署大石田分署建築工事の入札において、他の指名業者に対し自社が受注できるよう入札価格の調整などを行ったとして、談合の疑いで逮捕され、起訴されたもの。これは、指名停止要綱に定める措置要件の「公契約関係競売等妨害又は談合」に該当するため、6 ヶ月の指名停止としたものである。</p> <p>(資料その 1 P.34 参照)</p> <p>続いて、令和 2 年 4 月 1 日～令和 2 年 6 月 30 日における指名停止案件は 3 件、3 社である。</p> <p>No. 1 は、㈱ユダテクニカである。こちらの案件については、昨年度の 1 月に開催した本委員会においてご説明した案件に関連したものである。前回の案件は、本市発注工事における提出書類の本社所在地の記載において、多賀城市内の事業所と記載すべきところ、仙台市内の事業者であると虚偽の記載をして入札に参加していたというものであり、虚偽記載として令和元年 12 月から翌年 1 月にかけて 1 ヶ月の指名停止としていた。</p> <p>その後、平成 25 年 1 月に建設業に関する営業を行う営業所を仙台市内から多賀城市内に変更し、本市の入札参加資格要件を満たさなくなったにもかかわらず、その後も本市の入札に参加し、8 件の工事を受注していたことから、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当するものとして、建設業の許可権</p> |

| | | |
|--|----------------------|--|
| | | <p>者である宮城県知事から建設業法第28条第3項に基づく15日間の監督処分（営業停止処分）を受けたものである。</p> <p>本事案は措置要件の2つに該当しており、要綱上、このような場合の指名停止期間は、該当する要件のうち指名停止期間の長い方で行うこととなっており、建設業法違反は3ヶ月となっているが、昨年度、既に1ヶ月の指名停止を行っていたことから、2ヶ月の指名停止としたものである。</p> <p>No.2は、(株)大成建設である。指名停止事由は、当該事業者の使用人が鹿児島市内で施工していた耐震改修工事において、石綿含有吹付材の除去作業開始にあたり、開始日14日前までに所管の労働基準監督署長に対し必要となる計画の届出を行わず、労働安全衛生法に違反し、鹿児島簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたものであり、指名停止要綱に定める措置要件の「不正又は不誠実な行為」として、1ヶ月の指名停止としたものである。</p> <p>No.3は(有)大成テックである。指名停止事由は、本市発注の「仙台市消防局耐震性貯水槽新設工事（R元-1）」と宮城県発注工事において、現場代理人を重複配置していたことが契約違反にあたり、指名停止要綱に定める措置要件の「契約違反」として、2ヶ月の指名停止としたものである。本市としては、現場代理人及び主任技術者等の配置違反については、これまでも重くみてきた経緯があり、過去の事例と比較衡量し、指名停止期間を2ヶ月とした。</p> <p>(資料その2 P.25 参照)</p> |
| <p>技術者配置要件を満たすことができない事業者が落札候補者となったことについて</p> | <p>委員</p> <p>事務局</p> | <p>会議資料その1のNo.1の案件について、この事案への入札参加にあたって、そもそも技術者を配置できない事業者がなぜ参加できたのか。</p> <p>資格審査に関しては事後審査型で行っている。これは、入札後に落札候補者となった事業者へ配置技術者に関する資料の提出を求め、資格審査を行う形である。</p> <p>入札参加前の審査においては、技術者の資格要件を確認できないため、落札候補者となった以降に提出された資料の審査により、配置技術者について資格要件を満たさないことが判明したものである。</p> |
| <p>1つの事案で別々の時期に異なる措置要件に該当して指名停止を行う場合の</p> | <p>委員</p> | <p>会議資料その2のNo.1の案件について、本来は、第19号の契約違反では3ヶ月の指名停止となるものが、昨年既に1ヶ月の指名停止を行っていたので、今回は指名停止2ヶ月とのことだった。</p> <p>指名停止の事由が、前回と全く同じだったために、加算して3ヶ月としたということと考えて良いか。</p> |

| | | |
|---------------------------------------|-----|--|
| 指名停止期間の取扱いについて | 事務局 | <p>同一事案で2つの指名停止要件に該当しているが、本市で最初に虚偽記載で1ヶ月の指名停止をした。その後、宮城県において同一事案の調査を行い建設業法違反に係る処分がなされたものである。最初に宮城県の建設業法違反に係る処分が出た後に指名停止を行えば、その期間は3ヶ月であった。</p> <p>今回は、本市からの情報提供後、宮城県において調査を行った結果、同一事案について宮城県から建設業法違反に係る処分があったことから、差し引き2ヶ月を追加で指名停止を行うこととしたものである。</p> |
| 配置技術者に関する契約違反による指名停止の場合の指名停止期間の運用について | 委員 | <p>会議資料その2の No.3 の案件について、契約違反として指名停止とする場合、通常、指名停止期間は一番短い1ヶ月になると思うが、2ヶ月としたのはなぜか。</p> |
| | 事務局 | <p>本市では、従来から配置技術者関連の契約違反について、指名停止期間を通常の短期の1ヶ月ではなく2ヶ月で運用している。これまで、建設業法等で配置を義務づけられているものを遵守していないことを重くみており、2ヶ月の指名停止として運用してきたものである。</p> <p>今回は、過去の事例と比較衡量し、2ヶ月の指名停止としたものである。</p> |
| | 委員 | <p>指名停止期間を下限よりも長く設定する運用としている案件は、説明のあった配置技術者に関するもの以外にもあるのか。</p> |
| | 事務局 | <p>他にはない。</p> |
| | 委員 | <p>配置技術者に関係するものについて特に重く扱っているということか。</p> |
| | 事務局 | <p>その通りである。配置技術者に関係するもの以外では、通常は指名停止要綱で定められている一番短期の期間で指名停止としているところである。本事案のような、配置技術者に関する契約違反での指名停止は稀な事例であり、過去に遡っても数例しかないのが実態である。</p> |

(2) 事案の抽出及び審議事案の選定について

1) 事務局より、令和元年10月1日～12月31日契約の283件の工事のうち、田中委員が10件、令和2年1月1日～3月31日契約の125件の工事のうち、蘆立委員が10件をそれぞれ事前に抽出した「入札方式別発注工事抽出事案」計20件を報告。(詳細は資料その1 P.35及びその2 P.26参照)

2) 委員会において、1)の20件のうち本日審議する事案として以下の6事案を選定。

なお、今回は通常の委員会で審議している2回分の対象件数から通常の委員会と同じ件数を審議事案として選定していることから、特例として今回審議事案とならない残り14件について、委員会後の定められた期間で文書による質疑を行うこと及び具体的な実施手順、議事録の扱い等を事務局より説明し、全委員から同意を得た。

【選定事案】

◆制限付き一般競争入札

- ①仙台市中央卸売市場青果棟卸売場・大倉庫床改修工事（金澤委員抽出）
- ②（一）大衡仙台線舗装改修工事（田中委員抽出）

◆指名競争入札

- ⑧六丁目柳堀東線2号橋外1橋橋梁補修工事（その2）（田中委員抽出）

◆制限付き一般競争入札

- ⑫仙台市青年文化センター大規模改修工事（蘆立委員抽出）
- ⑯地下鉄南北線き電入切標外更新工事（高橋委員抽出）

◆随意契約

- ⑳（市）緑ヶ丘一丁目9号線橋梁下部工新設工事（蘆立委員抽出）

（3）抽出事案の審議

【質疑応答】

「①仙台市中央卸売市場青果棟卸売場・大倉庫床改修工事」 について

| 論点等 | 発言者 | 発言内容 |
|-------------------|-----|---|
| 事案説明 | 事務局 | <p>工事概要としては、中央卸売市場青果棟卸売場の一部、大倉庫棟の改修に伴う工事一式である。</p> <p>入札方式は、制限付き一般競争入札で総合評価簡易型Ⅰ型（建築型）を適用した。</p> <p>入札参加資格として、建設業許可の区分を「特定」、所在地要件は、過去の類似及び同種工事の発注実績から仙台市内に「本店」を有することとした。格付評点は、工事規模等から鉄骨・鉄筋コンクリート建築工事の格付評点が800点以上、施工実績としては、元請として平成16年以降に完成した鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物の新築、増築又は改築工事としたほか、配置予定技術者の条件等を設定した。</p> <p>入札参加申請者数及び入札参加者数は2社で、2社による電子入札を実施した。開札の結果、総額判断基準価格を下回る入札はなく、(株)阿部和工務店を落札候補者とした。</p> <p>技術資料等の審査を経て、後日開催の総合評価委員会において、上記落札候補者を落札者と決定したものである。</p> <p>（詳細は資料その1 P.36 ～P.39 及び P.68 参照）</p> |
| 入札参加資格を持つ事業者数について | 委員 | 入札参加の条件を満たす事業者は何社位あるのか。 |
| | 事務局 | 格付評点で該当の登録事業者数は51社である。 |
| 入札参加事 | 委員 | 今回入札に参加した2社の間には総合評価の技術評価点で大きな差がある |

| | | |
|---------------------------|-----|---|
| 業者の加算点の平均値について | | が、先程説明のあった入札参加資格を持つ 51 社について、平均的な評価点はどの程度の点数なのか。加算点で見ると高い方の入札参加者が 23.0 で低い方の入札参加者が 9.5 な訳だが、平均的には何点位が一般的なのか。 |
| | 事務局 | <p>総合評価は、各社で持ち点、つまり技術評価点に違いがあり、その点数と入札価格で評価値を計算して一番高いところが落札候補者となる制度である。</p> <p>各入札参加者の評価点を計算する項目の中に、企業の施工能力について「ア. 過去 4 年間における工事成績評定点 (平均点)」から「カ. 建設業労働災害防止協会への加入状況」の 6 つの評価項目があり、加えて配置予定技術者の能力について更に 5 つの評価項目がある。この配置予定技術者の能力の評価項目は、工事ごとに従事する技術者が異なるため、事前の予想は難しい。</p> <p>一般的な加算点の平均は何点位かということについては、今まで審査してきた実績からみると、2 社以上の入札参加者がある場合では満点のうち、概ね 7 割程度を加算点として持っている事業者が落札候補者になっていると考えられる。</p> |
| 加算点を事前に独自算出することについて | 委員 | 加算点は、各企業が事前に独自に計算できるものなのか。それとも、事前の計算は難しいことなのか。 |
| | 事務局 | 加算点は、『総合評価の手引き』及び工事毎の公告資料において、評価項目ごとの評価基準を示しており、入札参加者は入札前にこれらの資料から自社の持ち点を算出可能である。その点数と入札額の設定によって、事前に評価値を算出した上で入札に参加している。公告資料から自前で計算できる。 |
| 改修工事の工法等が入札参加者数に影響したかについて | 委員 | 先程の説明では、入札参加の条件を満たす事業者が 51 社あるということだったが、入札参加者が 2 社しかなかったのは、この改修工事自体が特殊な工事だったというような事情はあるのか。例えば、本事案の工法ではウレタン樹脂の注入などもあったようだが。 |
| | 事務局 | この改修工事では、地盤沈下した箇所でも床下に発泡ウレタン樹脂を注入し、樹脂の膨張力で地盤を締め固め、床を押し上げる工法を用いている。この工法は、東日本大震災の後には、東北地方でもかなり需要の多い工事だったので、工法によって入札参加者が少なくなったとは考えていない。 |
| | 委員 | 工法が特殊なため、工事が施工できず不人気となる場合もあると思うが、この改修工事は多くの事業者が施工可能な内容だったということか。 |
| | 事務局 | 工法自体は、地震の後に頻繁に用いられたものであり、工法自体が特殊なため事業者が手を挙げなかった、ということではないと考えている。 |
| 事業者育成を促進する立場からの | 委員 | 総合評価方式の入札では、実績が少なく、持ち点の少ない事業者は、結局のところ落札が難しい現状があるのではないかと思うが、事業者の育成を促 |

| | | |
|--------------|-----|--|
| 総合評価の考え方について | | 進していくべき立場から、このような持ち点の少ない事業者について、どのように考えているのか。 |
| | 事務局 | <p>今回、委員会の資料としてお配りしている総合評価制度の4月改正により一定の効果を期待している。</p> <p>これまでは、企業の実績の平均点について、評価点の配点を8点満点としていることと、評価項目の内容を過去4年間における100万円以上の工事成績評定全点の平均としていたが、実績のある事業者だけが一人勝ちとならず、実績の少ない事業者でも入札に参加し、受注できるよう受注機会の均等化の観点から改正したものである。これにより、4月以降の改正が反映されたものでは、ご質問のご懸念に関しては改善されるものと考えている。</p> |

「② (一) 大衡仙台線舗装改修工事」について

| 論点等 | 発言者 | 発言内容 |
|-----------------------|-----|--|
| 事案説明 | 事務局 | <p>入札方式は、制限付き一般競争入札で総合評価簡易型I型（地域実績型）適用とした。</p> <p>入札参加資格として、建設業許可の区分を「特定・一般」、所在地要件は、過去の類似及び同種工事の発注実績から仙台市内に「本店」を有すること、格付評点は、工事規模等から舗装工事の格付評点を600点以上、施工実績としては、元請として平成16年以降に完成した国または地方公共団体等が発注した道路舗装工事としたほか、配置予定技術者の条件を設定した。</p> <p>入札参加申請者数及び入札参加者数は3社で、郵便による入札を実施した。開札の結果、総額判断基準価格を下回った入札が2社あったが、失格基準価格を下回った入札はなく、ワーカー工業（株）を落札候補者とした。</p> <p>後日、技術資料等の審査を経て、総合評価委員会の審議結果により、同社を落札者と決定したものである。</p> <p>(詳細は資料その1 P.40～P.43 及び P.69 参照)</p> |
| 評価項目エ.の配点が0点であることについて | 委員 | 総合評価調書の評価項目で、企業の施工能力の「エ. 過去3ヶ月における不誠実な行為又は労働災害等」の配点が0点になっているが、これには違和感がある。配点があるのが普通ではないのか。この案件に限って配点がないということなのか。 |
| | 事務局 | この評価項目は、過去に不誠実な行為又は労働災害等、例えば建設工事の事故等の発生があった際に減点となる評価項目であり、特に事故等がなければ0点という取扱いである。最大でマイナス2点となる。不適切な事由により指名停止があった際にマイナスする評価項目である。 |
| | 委員 | 評価点がプラスになることがない項目ということか。 |

| | | |
|--------------------|-----|--|
| | 事務局 | その通りである。何もなければ0点で、該当する事例があれば、マイナスとなるものである。 |
| 舗装工事での落札率が低いことについて | 委員 | 舗装工事において、落札率が低い傾向が多く見られるが、本事案でも88.11%と低くなっている。本事案における入札に参加可能な事業者が100社以上ある中で、なぜ入札参加業者が3社にとどまっているのか。 |
| | 事務局 | 舗装工事は、主に5月から8月にかけて発注され、冬場の前に施工完了となる案件が多い。本事案は、10月30日開札で、発注時期が年度の中でも遅い案件であり、例年、年度の遅い時期の開札となる案件は、入札参加者が少なくなる傾向にある。 また、個別の施工条件により不人気となることもある。本事案については、施工条件は特に難しくなかったため、発注時期との兼ね合いで入札参加が3社になったものと考えている。 |

「⑧六丁目柳堀東線2号橋外1橋橋梁補修工事（その2）」について

| 論点等 | 発言者 | 発言内容 |
|----------------------|-----|--|
| 事案説明 | 事務局 | <p>工事概要は、P.75の位置図のとおり、六丁目柳堀東線2号橋及び霞目沖野線1号橋の橋梁補修工事である。</p> <p>入札方式は、指名競争入札とした。当案件の今回入札までの経過としては、1回目は制限付き一般競争入札として、事業所の所在地要件に関する条件を「市内営業所」として公告したが、入札参加者がいないため取り止めたという経過がある。</p> <p>本案件は、橋梁定期点検で「判定区分Ⅲ【早期措置段階】」と診断され、早期の補修が必要な橋の工事であり、利用者の安全確保のため早急に対応する必要があることと、農業用水路上での施工となるため渇水期・年度内に施工を行う必要があると判断し、指名競争入札で行うこととしたものである。</p> <p>指名業者の選定にあたっては、技術的水準及び類似工事の施工実績を勘案し、仙台市契約業者指名基準に基づき、市内に本店のある土木事業者より8社を選定した。指名業者8社のうち7社が辞退し、(有)マルアイ建設が落札したものである。</p> <p>(詳細は資料その1 P.62～P.63 及び P.75 参照)</p> |
| 現場が2ヶ所であること及び工事名について | 委員 | 本事案は、橋梁の補修工事だが、工事の現場が六丁目と霞目の2ヶ所となっており、珍しい形だと感じるが、通常の施工箇所は1ヶ所ではないのか。また、工事名が「その2」となっているが、「その1」との関連について教えて頂きたい。 |
| | 事務局 | 近年、本庁発注の橋梁の耐震補強工事では、規模によっては2橋を併せて |

| | | |
|--------------------|-----|--|
| | | <p>発注することがあり、特に1橋だけでの発注が標準となっている訳ではない。</p> <p>単体工事の場合小規模となるものは、施工事業者の手間がかかるという事情もあり受注しづらいことがあり、一定程度工事の規模や期間を大きくするなど、不調対策の一環として、まとめて発注するよう工夫している事例もある。</p> <p>また、工事名を「その2」としていることについては、発注にあたり1回目一般競争入札として公告したものを2回目は指名競争入札に入札方式を変えており、同一案件であるが「その1」と「その2」という形で区別を付けるという意味合いのことだと考えられる。</p> |
| 所在地要件を付けないことについて | 委員 | <p>1回目の入札公告時に、所在地要件を「市内営業所」としたところ、入札参加者がいないため取り止めになったとのことだが、以前から同様の工事において「市内営業所」という条件では入札参加者がいないということは起きていたのではないか。</p> <p>最初からこのような事態を想定して、所在地要件を付けずに公告することは難しいことなのか。</p> |
| | 事務局 | <p>本市の工事発注では、原則として市内に本社のある地元企業への発注を前提としている。しかし、工事内容によっては、実施可能な企業の数及び過去の施工実績等を考慮した時に、十分な競争性を確保できない場合がある。その際には、次の段階として地元企業だけでなく仙台市内に営業所、支店のある事業者などまで所在地要件を拡大しているものである。</p> <p>ご質問のような所在地要件を付けない工事というのは、全国的に見ても極めて稀な工事の場合のみである。例えば、ホール等の舞台関係の工事等では、国内で実際に施工可能な事業者が少ないため、所在地要件を付けない発注としている。</p> <p>橋の補強工事では、過去の発注実績を見ると、市内の事業者で十分対応可能であれば「市内本店」で発注し、鋼の橋を専門事業者に発注しなければならないような場合であれば、所在地要件を「市内営業所」まで広げて発注する運用を行っている。</p> |
| 橋梁定期点検における判定区分について | 委員 | <p>インフラの老朽化に伴う補修工事は、かなりの増加傾向にあると思う。本事案では早急な対応が必要なことから指名競争入札にしたということだが、説明資料の備考欄にある「判定区分Ⅲ」というのは何段階ある中でのⅢなのか。</p> |
| | 事務局 | <p>この判定区分Ⅲというのは、4段階のうちの3段階目となっている。段階は、Ⅰが「健全な状態」、Ⅱは「予防保全が必要な状態」、Ⅲが「早期に措置が必要な段階」、Ⅳは「緊急な措置を必要とする段階」となっており、今回はⅢの段階に当たるものである。</p> |

| | | |
|----------------------|-----|---|
| この段階の 緊急性につ いて | 委員 | そこまで緊急性はない段階ということか。 |
| | 事務局 | 緊急とまではいなくても、早期に施工を行う措置が必要なものという判断であった。そのため、指名競争入札を行ったものである。 |
| 橋梁点検に ついて | 委員 | I からIVのどの判定区分に該当するかという判断は、誰がいつ頃行うものなのか。 |
| | 事務局 | <p>本市では、平成 22 年 3 月に「仙台市橋梁長寿命化修繕計画」を作成しており、橋梁の定期点検を 5 年に 1 度のサイクルで行っている。本事案は、その中で判定区分Ⅲとして早期の措置が必要と判断されたものである。</p> <p>予算の措置状況から考えると、平成 30 年度の定期点検結果に基づいて、区内の橋梁の中で優先順位を決め、予算要求して令和元年度に工事の発注を行ったものと考えられる。</p> <p>タイミングとしては、橋梁の工事は水が出ない渇水期に行わなければならないという制約があり、特に工事が河川の中にかかってくるものでは河川管理者からの許可が必要となる。9 月中に 1 度公告をして、10 月から 3 月位の時期に工事を行うことになるが、この時期を逃すと今年度で予算が付いていても当該年度中に工事ができなくなることも考えられる。</p> <p>入札不調により工事ができる時期を逃してしまうことにならないためにも、速やかに落札業者を決める必要がある。この事案では、一般競争入札では不調だったことから指名競争入札へ切り替え、速やかに入札を実施したものである。</p> |

「⑩仙台市青年文化センター大規模改修工事」について

| 論点等 | 発言者 | 発言内容 |
|------|-----|---|
| 事案説明 | 事務局 | <p>工事概要は、仙台市青年文化センターにおける、屋上防水改修、外壁改修、内部改修、コンサートホール天井改修、交流ホール天井改修等の大規模改修工事一式である。</p> <p>入札方式は制限付き一般競争入札で、総合評価方式簡易型Ⅱ型適用とした。代表者の入札参加資格として、建設業許可の区分が「特定」、所在地要件は、過去の類似及び同種工事の発注実績から仙台市内に「営業所」を有すること、格付評点は、鉄骨・鉄筋コンクリート建築工事の格付評点が 1,200 点以上、施工実績としては、元請として平成 16 年以降に完成した固定式のいす席数が 400 席以上のホール（音楽コンサートに用いるホール）・劇場を含む建築物の新築、増築又は改築工事としたほか、配置予定技術者の条件を設定した。</p> <p>代表者以外の構成員 1 の入札参加資格としては、建設業許可の区分が「特定」、所在地要件は、過去の類似及び同種工事の発注実績から仙台市内に「本</p> |

| | | |
|-----------------------------|-----|--|
| | | <p>店」を有すること、格付評点は、鉄骨・鉄筋コンクリート建築工事の格付評点が 1,000 点以上、施工実績としては、元請として平成 16 年以降に完成した鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物の新築、増築又は改築工事で、工事対象部分が地上 2 階建て以上かつ延床面積が 4,000 m²以上の建築物の建築工事としたほか、配置技術者の条件を設定した。</p> <p>構成員 2 の入札参加資格として、建設業許可の区分が「特定」、所在地要件は、過去の類似及び同種工事の発注実績から仙台市内に「本店」を有すること、格付評点は、鉄骨・鉄筋コンクリート建築工事の格付評点が 850 点以上、施工実績としては、元請として平成 16 年以降に完成した鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物の新築、増築又は改築工事で、工事対象部分が地上 2 階建て以上かつ延床面積が 2,000 m²以上の建築物の建築工事としたほか、配置予定技術者の条件を設定した。</p> <p>入札参加申請者数及び入札参加者数は 1 社で、1 社による紙入札を実施した。開札の結果、調査基準価格を下回る入札はなく、総合評価委員会における簡易な施工計画の審査を経て、大林組・阿部和工務店・深松組 共同企業体を落札候補者とした。</p> <p>後日、技術資料等の審査を経て、総合評価委員会における審議の結果、同社を落札者と決定したものである。</p> <p>(詳細は資料その 2 P.31～P.35 及び P.60 参照)</p> |
| 新築当初の施工業者について | 委員 | 青年文化センターの新築時の施工業者について知りたい。 |
| | 事務局 | 当初の施工業者は、今回の改修工事とは若干 JV としての構成は異なるが、大林組・安藤建設・青木建設・阿部和工務店・深松組による JV である。 |
| 共同企業体の主体となり得る事業者がどれ位あるかについて | 委員 | 大規模工事ということもあり、共同企業体による施工を想定しているようだが、潜在的に主体となり得る事業者はどれ位いるのか。この参加資格要件であれば、どの程度の競争が働くかという観点からも知りたい。 |
| | 事務局 | <p>実績から見た場合にどれ位あるのかというお尋ねかと思うが、代表者の要件からは大手の建設会社で、国内のホールの施工実績があれば十分可能だという認識である。</p> <p>構成員 1 及び 2 に関しては地元企業の中で一定規模以上の一般的な建設工事、通常の改修工事を行っているところで、施工実績における面積要件にも対応できれば参入可能だと考えていた。</p> <p>どちらかという、最終的なポイントになり得るところは、技術者の配置であり、代表者のホールにおける技術者の実績及び実績のある技術者が従事可能なかという点であると考えていた。それ以外に関しては、企業の施工実績についてそれ程高いものを求めていたわけではなく、市内にある大手企業は概ね参入可能と考えていた。</p> |

| | | |
|-----------------------------|-----|--|
| 入札参加が1社に留まった理由について | 委員 | 入札参加が1社しかなかったのは、たまたま技術者の確保が難しかったからと考えているのか。 |
| | 事務局 | ご指摘の通りと考えている。 |
| 改修を行う上で新築施工時の事業者が有利かどうかについて | 委員 | 先程、新築時の施工事業者についての質問が出ていたが、新築当初から関係していた事業者が改修を行う上で、非常にしやすいということはあるのか。 |
| | 事務局 | <p>今回改修工事を行った音楽ホールでは、吊り天井で、構造的に吊っているものが東日本大震災時に落ちた箇所があり、その部分をしっかりと骨組みを作った上で天井を固定して、地震等に耐えられるように改修を行いたいというところがあった。</p> <p>音楽ホールとして、最もこだわっている点は音の残響時間というものであり、入札参加資格の施工実績には現れてこないがきちんと再現して欲しいという要求があった。おそらくこの点を求められると、当初の施工業者が一番自信を持って施行できる、ということ考えられる。</p> <p>ただ、その条件は施工時に音響測定をした上で、残響時間さえ確保できるのであれば、どの事業者でも参入可能という認識である。</p> |

「⑩地下鉄南北線き電入切標外更新工事」について

| 論点等 | 発言者 | 発言内容 |
|------------------|-----|---|
| 事案説明 | 事務局 | <p>工事概要としては、富沢車庫及び泉中央駅におけるき電入切標装置等に、経年劣化による腐食損傷、表示不良等の不具合が生じていることから、機能回復を図るための当該設備の更新工事である。</p> <p>入札方式は、制限付き一般競争入札とした。工事の内容を踏まえて、入札参加資格として、建設業許可の区分を「特定・一般」、所在地要件は、過去の類似及び同種工事の発注実績から仙台市内に「営業所」を有すること、格付評点は、工事規模等から電気設備工事の格付評点が700点以上、施工実績としては、元請として平成21年以降に完成した線路内作業を伴う鉄道電気設備工事としたほか、配置予定技術者の条件等を設定した。</p> <p>入札参加申請者数は1社、入札参加者は1社で、郵便による入札を実施した。開札の結果、総額判断基準価格を下回った入札はなく、日本電設工業(株)東北支店を落札者に決定したものである。</p> <p>(詳細は資料その2 P.47～P.48 及び P.64 参照)</p> |
| 入札に参加可能な事業者数について | 委員 | 本事案は設備の更新工事であるが、入札に参加できる事業者が何社ある中での参加者数が1社であるのか知りたい。 |
| | 事務局 | 鉄道独自の設備ということもあり、仙台市内で施工できる事業者は3社程である。 |

| | | |
|------------------------|-------|---|
| 指名競争入札にすることができると否かについて | 委員 | 3社のうちで入札に参加したのが1社ということであるが、それだけ対象事業者数が少なく、競争相手も少ないのであれば、指名競争入札にはできないものなのか。 |
| | 事務局 | 鉄道関係のこのような事案では、基本的に一般競争入札を行うものとしている。 |
| | 委員 | 契約が成立し、落札者があったから問題ないということか。 |
| | 事務局 | 結果的にはそうなるが、一般競争入札を行うことを入札における基本的な考え方としている。 |
| 施工実績緩和による入札参加者数増加について | 委員 | ちなみに、この事案の施工実績を少し緩和すると、入札に参加できる資格を持つ事業者数はかなり増えると考えても良いのか。 |
| | 事務局 | 鉄道独特の設備ということもあり、そもそもこの設備を改修できる会社自体が少ないものと認識している。 |
| | 委員 | この事案の落札業者は、当初にき電入切標装置等を設置した会社とは異なるのか。例えば、当初の設備設置時から保守を行っている事業者ではないのか。 |
| | 事務局 | 申し訳ないが、回答を直ちにできる用意がない。 |
| | 注)事務局 | 委員会終了後、き電入切標の当初施工業者について確認したところ、富沢車庫は日本電設工業・福興電気特定共同企業体が、泉中央駅については、千歳電気工業(株)（現：日本リーテック(株)）であった。 なお、設備の更新工事は今回が初めてである。 |

「㊟（市）緑ヶ丘一丁目9号線橋梁下部工新設工事」について

| 論点等 | 発言者 | 発言内容 |
|------|-----|--|
| 事案説明 | 事務局 | <p>工事概要は、橋梁下部工の新設工事である。</p> <p>契約方式は特命による随意契約とした。</p> <p>随意契約とした理由であるが、本案件については平成30年度から令和元年度にかけて、制限付き一般競争入札で計3回公告を行い、2回目以降は所在地要件を「市内本店」から「市内営業所」に緩和したが、入札参加者がないたため取り止めとなった。その後、指名競争入札として10社を指名したが、全事業者が辞退し不調となったという経過があった。</p> <p>当該路線は当時行き止まりとなっており、利用者は隣接する寺院の境内地を介して市道長町北矢流線等へ通り抜けをしている状況であったため、解消のため早急に工事を施工する必要があった。本工事の受注の可能性について、同工種（土木工事）の施工実績を有する複数の事業者に打診した結果、(有)大成テックから受注可能であるとの回答が得られたため、特命による随意契約を行うこととしたものであり、見積合わせにより(有)大成テックを落札者とし</p> |

| | | |
|-------------------------------|-----|--|
| | | <p>たものである。</p> <p>なお、特命とする根拠条項は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき」である。</p> <p>(詳細は資料その2 P.56～P.58 及び P.68 参照)</p> |
| 入札条件緩和でも不人気となった難しい要件を含む事情について | 委員 | この事案は何度も入札が不調になっているが、何か特殊な、もしくは難しい事情があったということなのか。 |
| | 事務局 | 本事案は太白区役所発注案件であるが、太白区に確認したところ、まず、発注時期が良くないということもあって技術者が不足していたこと。また、工事現場は建物が近接している狭あいな場所であること。更に、迂回路を設置するための車両通行帯を設けるなどの交通処理が必要であることなど、様々な要因から応札がなされなかったということである。 |
| | 委員 | 技術的にも難しい要件が多い事案だったのか。 |
| | 事務局 | 技術的にも、難しい点が多少あったと考えられる。 |
| | 委員 | 技術的なことよりも、施工現場周りの環境条件が難しかったのか。 |
| | 事務局 | <p>施工条件のところだけでは分かりづらいが、施工する橋梁は、通常の橋梁と同じ形をしていながらとても小さなものである。同じ形で、道路の幅が広い橋梁であれば何億円という規模の工事にもなり得るものである。</p> <p>形が通常の橋梁と類似していて、施工内容が大型の橋梁工事と同じでありながら予定価格は低い案件であり、橋を新しく作るような技術的なものが含まれるような形の事案であった。</p> |

以上のほか「全体を通しての質疑」について
特に質問はなし。

6 その他

(1) 契約制度等の改正について（報告）

以下の改正及び状況についての報告説明を行った。

- ① 「工事請負契約における調査基準・失格基準等」の制度改正について
- ② 工事における下請負人の社会保険等加入義務の拡大について
- ③ 「有資格業者に対する指名停止に関する要綱及び要綱実施要領」の改正について
- ④ 総合評価一般競争入札制度の改正について
- ⑤ 令和元年度の工事契約落札率について

報告説明後にまとめて質疑を諮ったところ、総合評価一般競争入札制度の改正について質問があった。

| 論点等 | 発言者 | 発言内容 |
|-----------------------------|-----|--|
| 「不誠実な行為又は労働災害等」の対象期間の扱いについて | 委員 | ③評価項目「ウ. 企業の過去の不誠実な行為又は労働災害等」の対象期間を過去3ヶ月から1年間としたことについて、労働災害では事故等を含むと思うが、期間を長く、より厳しくした理由が知りたい。 |
| | 事務局 | <p>元々、総合評価制度導入時のこの評価項目の対象期間は過去2年間であったが、震災後に工事量が膨大になった状況等を踏まえて過去3ヶ月に短縮したものを、震災復興工事が終息した状況となったため、見直したものである。事故を起こした工事では評定点が減点され低いものとなるが、これまではこうした事故による減点工事も含めた全ての工事を対象として過去4年間における工事成績評定点の平均点を算出していたため、事故による工事成績評定点の減点の影響が4年間継続される形となっていた。今回、上位成績数件の平均点という形に改正したため、「不誠実な行為又は労働災害等」の対象期間についても併せて見直しを行った。「不誠実な行為又は労働災害等」の対象期間を長くとること自体は、事故等の発生に対する抑止効果を期する趣旨であることから、地元建設業団体に対し工事成績評定点の改正趣旨と併せて制度改正の趣旨を説明し、ヒアリングを行った。</p> <p>その結果、工事成績評定点の平均点については、全てを対象にしていたものを上位の数件のみに改めることで、企業の入札意欲や受注機会が向上していくと考えられると一定の評価を頂いた。「不誠実な行為又は労働災害等」の対象期間を過去3ヶ月から1年間にするということに関しても、総合評価の制度そのものが良くなるというご期待もあり納得して頂いたことから、過去1年間とした。</p> |

(2) 今後の予定に関して、事務局から各委員に次のとおり依頼及び通知した。

- ① 次回の抽出委員は金澤委員に依頼する。
- ② 次回の委員会の日程は、令和2年11月12日(木)10時からの予定である。

7 閉会

8 本委員会に係る特例措置 (P.6 5 (2) 2)) について

本委員会終了後、事務局にて、入札方式別発注工事抽出事案20件のうち今回審議事案とならなかった残り14件に係る質問事項の集約を行ったが、質問事項はなかった。